

民間の高潮対策事業

1000万円上限に補助

神戸市

台風21号
被災者対象

港湾機能維持へ

【関西】神戸市は19日、台風21号で被害を受けた民間事業者が実施する高潮対策事業を補助すると発表した。対象となるのは、神戸港の臨港地区内で営業活動を行っている民間事業者所有の土地、建物のほか、市所有の土地と市の土地に建つ民間事業者所有の建物など。

事業の上限3分の1以内で、1敷地当たり1000万円が上限。25日から受け付ける。

神戸港では、台風21号により六甲アイランドを中心に甚大な高潮被害を受けたことから、港湾機能の維持、今後の高潮対策を促進するため、臨港地区内の民間事業者の高

潮対策事業を補助することにした。

補助事業の内容は①30坪以上の地盤のかさ上げ②既設建物内の土間床の30坪以上のかさ上げ③倉庫、上屋などの開口部の止水板設置④冷蔵・冷凍用空調機の室外機、消火ポンプ、操作盤、垂直搬送機の制御盤の50坪以上のかさ上げといった電気設備の移設など。

25日から補助要項を配布するとともに、受け付けを開始。要項など必要書類の配布は、みなと総局みなと振興部経営課で土日祝・年末年始を除く

午前9時～正午、午後1～5時。

神戸市では、公共の埠頭用地や上屋などについては、すでに使用料や賃料の減免措置を決めている。

▽問い合わせ先 神戸市みなと総局みなと振興部経営課経営第2係(電話078・322・5671)